

尼崎市

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 $\text{m}^2$ 又は主階が1階以外に あるものでその用途に供する部分が100 $\text{m}^2$ を超え、かつ階数が3以上のもの	3年ごと  令和8年 6月～12月
2	観覧場（注6）、 公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 200 $\text{m}^2$	
3	病院、診療所（注7）又は児童福 祉施設等	地階・F $\geq$ 3（注1'）又は A（注2） $>$ 300 $\text{m}^2$ 又は A <sub>0</sub> （注3） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3（注1'）又は A（注2） $>$ 300 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注5） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	3年ごと  令和9年 6月～12月
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎	F $\geq$ 6かつ A（注2） $>$ 100 $\text{m}^2$ (Aは6F以上)	
	共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る)	地階・F $\geq$ 3（注1'）又は A <sub>2</sub> （注5） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	
6	学校	地階・F $\geq$ 3（注1'）又は A（注2） $>$ 2,000 $\text{m}^2$	3年ごと  令和7年 6月～12月
7	体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F $\geq$ 3（注1'）又は A（注2） $>$ 2,000 $\text{m}^2$ 又は A <sub>1</sub> （注4） $\geq$ 2,000 $\text{m}^2$ (学校に付属するものについては A $>$ 2,000 $\text{m}^2$ )	
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3（注1'）又は A（注2） $>$ 500 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注5） $\geq$ 500 $\text{m}^2$	
9	事務所その他これに類するもの	地階・F $\geq$ 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 $\text{m}^2$ を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの(表中用途欄1、2の建築物については階数が3以上のものに限る。)又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注1') 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの(階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものに限る。)又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A<sub>0</sub> : 2階部分(避難階除く)の床面積の合計で、病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(注8)に限る。)の用に供するものに限る。
- (注4) A<sub>1</sub> : その用途に供する部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注5) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途:
- 一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
  - 二 助産所
  - 三 盲導犬訓練施設
  - 四 救護施設、更正施設
  - 五 老人短期入所施設等
  - 六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
  - 七 母子保健施設
  - 八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備 (注3)	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F $\geq$ 3 (注1)、 A (注2) > 200m <sup>2</sup> 又は 主階が1階以外にあるものでその用途 に供する部分が100m <sup>2</sup> を超え、かつ 階数が3以上のもの	毎年  6月～12月
2	観覧場 (注4)、 公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3 (注1) 又は A (注2) > 200m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所 (注5) 又は児 童福祉施設等	地階・F $\geq$ 3 (注1') 又は A (注2) > 300m <sup>2</sup>	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3 (注1') 又は A (注2) > 300m <sup>2</sup>	
5	博物館、美術館、図書館、ホ ーリング場、スキー場、スケート場、水 泳場 又はスポーツ練習場	地階・F $\geq$ 3 (注1') 又は A (注2) > 2,000m <sup>2</sup>	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャ バレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、待合、遊技場、公 衆浴場、料理店、飲食店又は 物品販売業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3 (注1') 又は A (注2) > 500m <sup>2</sup>	
7	事務所その他これに 類するもの	地階・F $\geq$ 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が1, 000m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】	
<p>(注1) 地階・F<math>\geq</math>3 : 地階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるもの (表中用途欄1、2の建築物については階数が3以上のものに限る。) 又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。</p> <p>(注1') 地階・F<math>\geq</math>3 : 地階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるもの (階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>を超えるものに限る。) 又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。</p> <p>(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>(注3) 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 政令第112条第21項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 内蔵蓄電池を用いたものを除く。</p> <p>(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第 16 条第 3 項第 2 号に規定される防火設備(注 1)	毎年 6 月～1 2 月
(注 1)防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの(外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。)	

※同一敷地内に 2 棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。